

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業  
対話時追加質疑確認事項

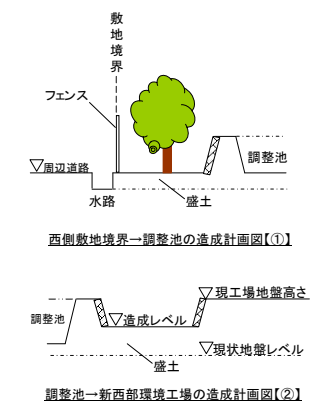
◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
1	対話内容について	対話要領及び入札説明書	3						対話時に代替案等が有効と判断された場合には、対話後の追加質疑での確認は不要と理解してよろしいでしょうか。	基本的には不要ですが、文章による公式見解が必要な場合は追加質疑による確認が必要です。
2	提出図書の体裁について	入札説明書	16	10	(1)				<p>【提出図書の体裁について】</p> <p>①入札書類として記載されているウ(非価格要素提案書)を1冊、イ、オ、カ、ク(その他の図書)を1冊の計2冊を提出することによろしいでしょうか。</p> <p>②全てのA3サイズの資料(A3判の図面を含む)はA4サイズに折って、A4のバイプファイルに綴じることによろしいでしょうか。</p> <p>【図面の提出方法について】</p> <p>③A1判(原寸)の図面はA2判(見開きA1判)2つ折製本にて別冊で1部提出することによろしいでしょうか。</p> <p>④技術提案書2-8鳥瞰図のA2判(原寸)についても、他のA1判の図面と一緒にA2判2つ折製本にて、1部提出することによろしいでしょうか。</p> <p>⑤A3判(縮小)の図面はA4サイズに折って、A4サイズのバイプファイルにはさみ、正本1部、副本14部提出することによろしいでしょうか。</p> <p>上記で不都合がある場合には、具体的な体裁についてご教示願います。</p>	<p>①提出部数等については、入札説明書のとおりとします。</p> <p>②結構です。</p> <p>③結構です。</p> <p>④結構です。</p> <p>⑤結構です。</p>
3	提出図書の体裁について	入札説明書	16	10	(1)				業務分担届出書(様式17号)について、副本には担当業務のみ記入し、所在地・商号又は名称・代表者職氏名は空欄とし、押印無しで作成することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	リスク分担について	入札説明書	1/5						リスク分担については、「募集要項(第2部)契約書(案)をご確認ください。」とのことですが、募集要項(第2部)契約書(案)に記載のない政治による政策方針の変更などのリスクについては、実施方針添付資料3に示すリスク分担の通りと考えてよろしいでしょうか。	原則として契約書案の記載に基づきます。
5	入札書類の提出方法について	入札説明書	17	10			(2)	ウ	キ委任状は、ア入札書・エ事業計画書同様、封筒に入れて提出(正本・副本には入れない。)との理解でよろしいでしょうか。また、CD-R/RWへの電子データ格納についても、ア、エ同様格納しないとの理解でよろしいでしょうか。(8/22入札説明書質問回答No.26と実際に入札説明書記載内容に相違があるため、再確認させて頂いたものです。)	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	入札説明書	17	10			(2)		提出に際しては、バイプファイルを使用し、様式第13号より順じ格納致しますが、複数のファイルに分けて提出してよろしいでしょうか。	結構です
7	入札説明書	入札説明書	17	10			(2)	イ	副本には、企業名を記載しないとありますが、対話で指示されたグループ名を引続き使用することと考えてよろしいでしょうか。	結構です
8	軟弱地盤対策	要求水準書	23	3	3	1			<p>周辺家屋への影響を与えず、周辺道路、水路等の許容沈下量10cmを満足し、構内施設については最低限の機能が保たれれば、要求水準未達とはならない旨、対話時にご教示頂きました。</p> <p>これらの要件を満足できる場合には、余盛りによる沈下対策のみを行う提案であっても要求水準を満足すると解釈してよろしいでしょうか。</p>	要件を満足できることが前提であれば、問題ないと考えます。但し、現時点で無対策時の現況解析結果が許容値を満足しないという結果を得ており、周辺影響を考慮した対策が必要であると考えております。この検討に使用した諸元等については、添付資料1をご参照ください。
9	軟弱地盤対策について	要求水準書	23	3	3	1			<p>周辺家屋への影響を与えず、周辺道路、水路等の許容沈下量10cmを満足し、構内施設については最低限の機能が保たれれば、要求水準未達とはならない旨、対話時にご教示頂きました。</p> <p>これらの要件を満足できる場合には、余盛りによる沈下対策のみを行う提案であっても要求水準を満足すると解釈してよろしいでしょうか。</p>	既定工場との境界部分を除く外周(敷地拡張部)に、応力遮断工法を想定しております。また、建物及び調整池を除く必要場所に、圧密沈下促進工法を想定しております。
10	軟弱地盤対策について	要求水準書	23	3	3	1			軟弱地盤対策後の補修、損失補償についてご教示ください。	<p>【①:損失補償を目的とした事前・事後調査について】</p> <p>周辺家屋の事前・事後調査は市で行います。周辺の井戸事前・事後調査も市で行います。</p> <p>【②:周辺家屋、道路、農業用水路、田畑等への軟弱地盤対策について】</p> <p>圧密沈下に伴う周辺家屋への影響は全く与えないように軟弱地盤対策を行ってください。この沈下に伴う地盤変形についての許容値はありません。道路、農業用水路、田畑等の許容沈下量は10cmとして軟弱地盤対策を行ってください。ここで述べている許容沈下量10cmというのは、付替えを行わない水路等と付け替えを行う前の水路等については、軟弱地盤対策後の許容値になります。付替えを行った後の水路等については、付替え後の許容値になります。よって、軟弱地盤対策を行わず、補修を前提とする考え方は要求水準未達になります。この、軟弱地盤対策は、今後数十年に渡る工場の運営を円滑に行うためにも、非常に重要な対策であると考えております。周辺環境保全を第一に、ご提案をお願いします。</p>

◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
										<p><b>【③:②の対象施設及び周辺の井戸への施工期間中の補修について】</b>            軟弱地盤対策を行ったが、②の対象施設及び周辺の井戸への影響が認められ、補修が必要と判断された場合の取り扱いについては、以後に記載の通りとします。周辺家屋及び周辺井戸に、早急な補修が必要とされる影響が生じた時には、事業者で補修を行うものとします。事業者の設計・施工に瑕疵がないと判断されれば、その費用負担について市と協議を行うものとします。瑕疵があると判断されれば、事業者の負担により補修を行うものとします。道路、農業用水路、田畑等については、沈下量が10cm以内であったとしても、補修が必要と判断された場合には、事業者で補修を行うものとします。これに関する費用負担については、市と協議を行うものとします。しかし、沈下量が10cmを超えた場合で、補修が必要と判断された場合には、事業者の負担で補修を行うものとします。これらの補修の判断については、市及び関係機関、関係者と協議の上行います。施工においては、②の対象施設及び周辺の井戸の動態観測(モニタリング調査)を行いながら施工を行ってください。</p> <p><b>【④:構内施設の軟弱地盤対策について】</b>            構内施設については、その最低限の機能が保たれるように圧密沈下の促進を目的とした工法を採用し対策を行ってください。ここでの許容沈下量は「実施方針・要求水準書(案)」に関する意見・質問への回答(その2) No.346で提案によると述べておりますが、許容沈下量については約10～30cmを想定しております。当然ながら、構内施設の残留沈下に伴う補修は事業者の負担で行うこととなります。よって、許容沈下量は、補修頻度を十分考慮し設定してください。</p> <p><b>【⑤:施工引渡し完了後の補修について】</b>            道路、農業用水路、田畑等の沈下量が10cm以内で、補修が必要と判断された場合には、市の負担で補修を行うものとします。しかし、沈下量が10cmを超えた場合で、補修が必要と判断された場合には、事業者の負担で補修を行うものとします。周辺家屋に影響が生じた場合、事業者の設計・施工に瑕疵がないと判断されれば、市の負担で損失補償を行います。また、周辺の井戸及び地下水も同様に、事業者の設計・施工に瑕疵が無いと判断されれば、市の負担で損失補償を行います。周辺の家屋や周辺の井戸及び地下水に生じる影響については、市が大部分のリスクを負担する事から、事業者が選択した工法に対して、詳細設計時に積極的に関与します。</p>
11	液状化対策について	要求水準書	23	3	3	1			液状化対策は必要でしょうか。	敷地内の液状化対策については考えておりません。しかし、建物については液状化の検討を行い、必要であれば対策を行うものと考えております。
12	軟弱地盤対策の評価項目について	要求水準書	23	3	3	1			軟弱地盤対策の提案にあたり具体的な条件があればご提示ください。	以下の項目がわかる資料を提出してください。 ①軟弱地盤対策工法 ・近接する家屋・道路・農業用水路・田畑等に対する、連れ込み沈下の抑制を目的とした対策工法。 ・構内施設の最低限の機能が保たれるように圧密沈下の促進を目的とした対策工法。全沈下量の減少を目的とした対策も可とします。 ・周辺井戸の水質汚濁及び周辺地下水の流動変化に対する影響低減防止対策。 ・上記工法に係る2次的対策が必要な場合は併せて記載をお願いします。 ②軟弱地盤対策施工範囲 構内施設の最低限の機能の確保と、周辺家屋・道路・水路・田畑・井戸等に影響を与えないようにするための全範囲とします。また、工法ごとの範囲を明確に示してください。
13	軟弱地盤対策について	要求水準書	23-24	3	3	1			周辺家屋(敷地西側・北西側の2軒)に対しては、盛土による連れ込み沈下の影響を完全に無くすることが不可能なため、限りなく0に近づけるように対策を行うことと理解してよろしいでしょうか。	影響を完全に無くすることを前提としてご理解ください。重要なことは、対策により、周辺家屋の沈下・変形に伴う生活への影響等が発生しないようにすることですので、それが満足できるようにご提案をお願いいたします。補償等については、No.10をご参照ください。
14	軟弱地盤対策について	要求水準書	23-24	3	3	1			周辺道路、水路等の許容沈下量10cmについて、施設引渡し完了後の残留沈下量の最大値と理解してよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
15	軟弱地盤対策について	要求水準書	23-24	3	3	1			周辺道路、水路等の許容沈下量10cmについて、工事期間中の周辺道路・水路・田畑への影響については、敷地外関連工事等と合わせて、計画的に補修を行うことで対応するという理解でよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
16	軟弱地盤対策について	要求水準書	23-24	3	3	1			盛土による連れ込み沈下の抑制に地下遮断壁工が必要となった場合、二次元FEM解析により工法の詳細諸元を明らかとすれば工法の指定(制限)はないものと理解してよろしいでしょうか。具体的にはSMWによる地下遮断壁工事を計画しております。	SMWが連れ込み沈下抑制に対して有効な対策であるならば、問題ありません。
17	杭工法における届出について	要求水準書	26	3	5	1			杭工事等に関して、関係機関と協議は必要でしょうか。	地下工事を行う場合には、熊本市地下水保全条例施行規則9条に基づき地下工事着工予定日前30日までに、地下工事届出書を熊本市水保全課に届出する必要があります。
18	仮設計画について	要求水準書	28	3	6	1	(4)		貴市および工事管理仮設事務所の配置について、全工期を通じて同一場所にするため、既設工場敷地内で計画しています。設置場所は新規事業区域と接する場所を考えていますが、既設工場の運用に支障がなければ、既設工場敷地内の使用は許可されると考えてよろしいでしょうか。使用について条件等があればご教示願います。	ご理解の通りです。ただし、支障の有無の判断および許可決定時期は使用条件も含め契約後となります。
19	ランプウェイ防音壁について	要求水準書	46	5	1	1	②		【参考となる仕様】において「周辺地域への騒音対策として、ランプウェイに防音壁を設置する」と記載がありますが、ランプウェイの設置位置の工夫等により敷地境界において騒音基準値を遵守できる場合であっても、ランプウェイの防音壁は必要でしょうか。	基準値遵守を達成した上で、周辺地域への騒音を極力軽減する観点からご提案ください。
20	電子マニフェスト	要求水準書	47	5	1	1		インプット仕様③	電子マニフェストを導入した場合の加入登録は市と考えますので、電子マニフェスト利用料金については、市の負担と考えます。	電子マニフェストシステムの情報処理センターへの加入料、基本料、使用料は市が負担します。パソコン等ハードウェア及びインターネット接続環境の準備及び維持に係る費用は事業者負担とします。

◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
21	造成レベルについて	要求水準書	91	5	4	4	インプット仕様	①	工場棟周囲の造成レベルは、現工場地盤高と原則同程度としますが、盛土による周辺への連込み沈下の抑制を考慮し、下記に示す図のように造成計画を行ってよろしいでしょうか。 ・敷地外周部に盛土レベルを抑えた緑地緩衝帯を設置【①】 ・敷地中央部は、新工場棟設置部を最高高さ(≒現工場地盤高)とし、新工場棟設置部以外の造成レベルを低く設定【②】 	①の計画については要求水準未達とはなりません。しかし、緑地緩衝帯は定期的除草を行ってください。①の参考図の樹木は、高木と思われませんが、これは要求水準未達となります。この案については、調整池容量にも影響しますので十分ご検討をお願いします。②の計画は要求水準未達となります。要求水準書には、「計画地盤高は、現工場地盤高と同程度とすること。」と記載しております。
22	公共事業からの搬入土	要求水準書	92	5	4	4			「不足土については、工程的に受け入れ調整が困難な場合が想定されるため、提案作成に当たっては購入土として事業者で確保するもの」について、不足土とは、事業用地内の盛土に必要な土量から事業用地内で発生する土量のを引いた分の土量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	公共事業からの搬入土	要求水準書	92	5	4	4			「不足土については、工程的に受け入れ調整が困難な場合が想定されるため、提案作成に当たっては購入土として事業者で確保するもの」について、提案段階では、市の公共事業からの搬入土は考慮せずすべて購入土という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	調整池の事前協議について	要求水準書	92	5	4	4	①		調整池協議を現段階で関係機関と行ってよろしいでしょうか。	現段階での熊本県への問い合わせは差し控えてください。
25	緑地について	要求水準書	92	5	4	4	②		緑地帯に植える木の種類について教えてください。	木の種類については提案によります。大まかには、中木、低木、地被類と考えております。
26	工事用搬入路について	要求水準書	添付	11					工事用搬入路についてですが、要求水準書添付資料11に示すルート以外で提案は可能でしょうか。	工事用搬入路は、要求水準書添付資料11に示すルートを基本として考えてください。工事途中で基本ルートで対応ができない場合が生じた時には別途協議を行う事とします。
27	市道規制工事に伴う対応について	要求水準書	添付	11					市道における工事について、配慮する事はありますでしょうか。	市道を規制して工事を行う場合には、道路使用許可申請を所管の警察署に申請する必要があります。また、市道を占用して工事を行う場合は道路占用許可申請を熊本市土木総務課に申請する必要があります。
28	東側出入口について	要求水準書	添付	13					東側正門の隣に通行用の道路出入口を設置してもよろしいでしょうか。	工場東側の出入口は、交通安全の観点から、1箇所としてください。ごみ搬入車両(市、委託、自己搬入、許可業者等)と一般車両(来場者、見学者等)の出入口を分ける場合には、敷地内で分けてください。また、東側の既存出入口を拡幅する事は可能ですが、その詳細については、詳細設計時に協議することとします。
29	歩行者専用出入口について	要求水準書	添付	13					車両出入口以外にも施設に歩行者が入場できるように、歩行者専用出入口を設置してもよろしいでしょうか。	管理用として設置してもかまいませんが、安全対策を十分検討する必要がありますので、その詳細については、詳細設計時に協議することとします。
30	調整池堰堤高について	要求水準書	添付	22					調整池の堰堤天端高～HWLまでの調整池の堰堤余裕高について、湛水対応調整池(堰堤余裕高h=1.25m)と洪水調節対応調整池(堰堤余裕高h=0.80m)で異なります。調整池の堰堤余裕高の考え方をご提示願います。	現在市が要求水準書添付資料で示している参考図では、周辺との取りあいから湛水対応調整池では、余裕高を1.25m、洪水対応調整池では余裕高を0.8mとしております。詳細は関係機関協議によりますが、余裕高の設定に関しては、最低60cm以上としてください。
31	浸透型調整池について	要求水準書	添付資料						本資料の準拠基準である「開発許可申請に伴う調整池設置基準(案)H12.8熊本県土木部河川課」(以下、調整池設置基準と呼ぶ)P37およびP74に浸透施設・流出抑制施設の考え方が示されていますが、本計画の調整池構造において浸透型流出抑制施設の調整池は適用できないと考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	調整池容量について	要求水準書	添付資料 P16						調整池容量算定方法について既に回答しましたが、必要湛水容量計算において想定された湛水深さ(h=0.15m)が変更となり、調整池の湛水容量が変更となった場合は、協議対象となると考えてよろしいでしょうか。	湛水深さは、関係機関と変更無いものとして協議済みですが、詳細設計時に再度協議を行なう中で、変更が生じた場合には、協議の対象となると考えております。
33	機能性に関する条件(駐車場料金)	要求水準書	要求水準書に関する意見・質問への回答	-	-	113	-	-	要求水準書質問回答No.113にて、駐車場使用料金の質問回答では、「駐車場料金を入札価格(運営費)に含まれないこととする」とありますが、運営事業者としては、駐車場使用料金は通勤交通費支給の一部に該当し運営費の一部に該当すると考えております。駐車場使用料金が確定した場合には、市と協議できるようお願いします。	敷地外の周辺民間駐車場を利用する想定とすることが参考となると考えられます。ただし、入札価格へ従業者通勤車両駐車料金という名目で事業敷地内へ駐車すること前提で直接見積もることはお控えください。従業者給与の内部に含まれているか否かについては言及するものではありません。なお、実際に事業が開始した段階で、行政財産の目的外使用の許可を受けて従業者が敷地内に駐車する場合には、市が定める料金を市へ支払っていただくことになります。また、市が定める料金が貴社が入札価格を見積もるときに参考とした駐車場料金と差があったとしても協議は行いません。市の駐車料金が変更となった場合も同様です。
34	解体工事における車庫及び倉庫の解体時期について	要求水準書	要求水準書に関する意見・質問への回答	-	-	148	-	-	平成28年3月1日の新西部工場稼働日以降の回答がありますが、ランプウェイの基礎工事にかかる為、本体工事の期間内で、実施させて頂けませんか。	平成28年2月末日まで、現西部環境工場を稼働可能な状態に維持できれば可能です。

◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
35	CO <sub>2</sub> 削減量の提案条件	非価格要素提案書	様式第14号-1	1	1)				熱供給によるCO <sub>2</sub> 排出原単位は、「灯油利用(67.8kg-CO <sub>2</sub> /kJ)として算出」と記載がありますが、環境省の事業者からの温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルによると、灯油使用による排出係数は“0.0185t-C/GJ”でありCO <sub>2</sub> 換算すると“67.8kg-CO <sub>2</sub> /GJ”となり単位が一致しません。数値は貴市のご指示を正とし、単位は“1kJ当たり”ではなく“1GJあたり”と解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり訂正します。熱供給によるCO <sub>2</sub> 排出原単位は、灯油利用(67.8kg-CO <sub>2</sub> /GJ)として算出してください。
36	特定供給可能月数および供給可能量の提案条件	非価格要素提案書	様式第14号-1	1	1)				「100%無受電とする特定供給可能な月数、及び年間の供給可能量」の提案が求められていますが、年間の供給可能量は要求水準書P5 図表1-2「特定供給先の負荷」にて提示されている特定供給先への年間送電量(計1,000MWh/年)を上限とした範囲で可能な供給最大量を提案するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	ごみ質が変動した場合の変動費算出について	非価格要素提案書	様式第14号-1	3	1)				ごみ質が変動した場合の事業費の変動をについて、算定式を示すこととあり、本文中に「(…・年間発熱量が計画ごみ質の範囲内の場合。)」とあります。これは、処理するごみは全て、計画ごみ質の範囲内であるものとして、事業費変動の算定式を算出するという理解でよろしいでしょうか。	ごみ質が変動した場合の変動費算出にあたっては、低位発熱量について基準ごみの値をピークとする正規分布のごみ性状が、正規分布曲線の形状はそのままで、そのピークが低質ごみから高質ごみまでの範囲を変化することを条件として算出してください。処理するごみが、全て計画ごみ質内にあるものとは限りません。なお、年間のごみ量は75,000トンで一定とさせていただきます。
38	ごみ質の変動の定義	非価格要素提案書	様式14号-7 No.18						<具体的な提案を求める事項>に、「ごみ質:(年間発熱量が計画ごみ質の範囲内の場合)」とあります。一方、共通周知事項には、「ごみ質が変動した場合の変動費算出にあたっては、(中略)正規分布曲線はそのままで、ピークが低質ごみから高質ごみまでの範囲を変化することを条件に(以下略)」とあります。これは低質ごみを下回る低品位ごみや、高質ごみを上回る高品位ごみまで処理することを仮定して、事業費を算出することと考えるのでしょうか。また、この場合の最高・最低品位(発熱量)をご提示下さい。	<具体的な提案を求める事項>にある「ごみ質:(年間発熱量が計画ごみ質の範囲内の場合)」は、「ごみ質:(年間発熱量の正規分布曲線のピーク値が計画ごみ質の範囲内の場合)」として下さい。この正規分布の範囲(信頼区間90%の範囲)には、低質ごみを下回る低品位ごみや、高質ごみを上回る高品位ごみが存在しますので、これも含めて処理するものとしてください。
39	ごみ量の変動の範囲	非価格要素提案書	様式14号-7						<具体的な提案を求める事項>に、「ごみ量が変動した場合の(以下略)」とありますが、ごみ量の変動範囲条件(最小量/最大量)をご提示下さい。	ごみ量については、年間75000tとなるよう市側にて調整を行う予定ですが、変動する場合も想定されます。現時点でごみ量の変動幅は確定できませんので、特に変動幅を定めず、算定式をご提案ください。
40	外構フェンス高さについて	技術提案書	様式第13号-1	(1)	⑤				外構フェンスの高さについて、要求水準書に関する意見・質問への回答No.380では、1.2m程度で構わないとの主旨のご回答がありますが、一方で、同No.383では、フェンス高さは1.8mとする旨のご回答をいただいております。No.383の「1.8m」を正として提案すればよろしいでしょうか。	敷地外周のフェンスの高さは1.8m、現西部環境工場との境界のフェンスの高さは1.2m程度として提案してください。
41	提出方法について	事業計画書	様式第15号	17	10		(2)		①様式第15号-1から第15号-14-2まで左上ホチキス1ヶ所止めに封緘し、提出することによろしいでしょうか。 ②別途提出様式第15号-1(別途提出用)の提出方法をご教示願います。	①結構です ②封入の必要はありません。その他入札書類と同様に提出下さい。
42	RPS相当分単価の取り扱いについて	事業計画書	様式第15号	-	-	-	-	-	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しましたが、本法律が施行された場合、現行RPS制度の大幅見直しは予想され、現段階では、ごみ発電が再生エネルギーとしての扱い及び買取単価も未定の状況であり、平成28年3月開始となる本事業運営期間におけるRPS相当分の価値見極めが難しい状況となっております。係る状況下、9月15日の対話にて、「現段階では、RPS相当分の価格を含んだ単価にて事業計画を提案のこと。法令変更が確定した場合は、契約に基づき対応する。」との回答をいただきましたが、運営業務委託契約書案60条、61条、62条に示される法令変更等への対応に則った対応協議のベースとして、現段階で提案するRPS相当分の価格提案の妥当性を示すにエビデンス等の提出が入札図書提出時には必要との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料1の方針とします。
43	園芸ハウス等への熱供給量・売熱収入について	事業計画書	様式15号-3						事業費を算出する場合の、園芸ハウスへの供給熱量は、要求水準書添付資料2にご記載の、各時における最大と最低を平均した数値を用いることによろしいでしょうか。	添付資料2を踏まえて、園芸ハウスへの供給が必要な期間について算出してください。また、算出に当たっては、負荷パターンを踏まえてください。ピーク時についても不足なく熱を供給できるようにしてください。
44	提出方法について	様式第17号							①様式第17号は、複数枚になる場合でもホチキス止め及び割印は不要と理解致します。 ②副本での構成企業の記載方法についてご教示願います。	①は、ご理解のとおりです。 ②は、代表企業につきましては、No7を参照ください。その他構成企業は、No3を参照ください。
45	提出方法について	様式第19号							①副本における企業名の記載方法について、ご指示があればご教示願います。 ②ご指示がない場合は、代表企業、構成員A、協力企業Bといった応募者の提案によるものと理解致します。	No3を参照下さい
46	契約書を構成する書類について	運営業務委託契約書(案)、 運搬業務委託契約書(案)、 飛灰処理委託契約書(案)、 工事請負契約書	2 2 2 2	1 1 1 1	1 1 1 1	3 3 3 3			契約書を構成する書面及び図面に実施方針(7月11日修正版)が含まれていませんが、実施方針についても、契約を構成する書面と考えてよろしいでしょうか。その場合、添付資料3リスク分担(案)も契約書に含まれると考えてよろしいでしょうか。	原則として契約書案の記載に基づきます。
47	要監視基準値について	運営業務委託契約書(案)	10	2	5	31	1		「要監視基準は別紙4のとおりとする。」とあり、別紙4では「提案に従って記載します。」とあります。要監視基準値については民間事業者からの提案によると理解しますが、提案にあたっては「技術提案書提出資料一覧」にある「1-9 公害防止対策」の項に記載することによろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
48	飛灰処理委託費について	飛灰処理委託契約書(案)	9 17	第25条 別紙2					飛灰処理委託費=変動費単価(円/処理対象物t)×本施設への処理対象物搬入量(t) 変動費単価(円/処理対象物t) :処理対象物1t当りの変動的な処理単価 と記載がありますが、この処理対象物とは“飛灰”を指すと解釈してよろしいでしょうか。	処理対象物は新西部環境工場で処理をする“ごみ”です。

◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
49	飛灰運搬・処理に係る委託費単価の考え方	対面的対話							委託費の算出に処理対象物1当たり単価を用いている理由として、計画ごみ質範囲の飛灰発生量変動については応募グループとして対処願う旨の回答を頂いております。 しかしながら、運搬業務委託及び飛灰処理委託ともに市殿と当該業務担当企業との契約となっており、万一、当該業務担当企業への委託費支払額が発生費用を下回り赤字となった場合、契約当事者で無い応募グループの他企業が赤字を補填することは、税法上問題があると思料致します。 また、赤字を発生させないためには、処理対象物1当たりの飛灰発生量を過大に織り込まざるを得ず、必然的に入札価格が上昇するばかりか、飛灰発生量が通常レベルのケースでは受託企業に過大な利益が発生することとなり、市殿にとって決してリーズナブルな契約とは言えないことから、飛灰1当たり単価とするようご再考をお願いします。	契約書案に示した算定式を用いて委託費を算定してください。
50	使用印届について	使用印届							①応募者の記載は、会社代表者、実印を押印し、使用印は、本事業の委任者の使用印を押印するものと理解致します。 ②提出方法は、入札書類には綴じ込まず、別途1部提出するものと理解致します。	①委任とは無関係です。会社代表者印について、今後一切の手続きに実印の使用を義務付けると便宜上支障が生じる場合もあると考えられることから、これに変わる使用印を届けてもらい、この使用印によってその後の手続きを行うということです。委任者の使用印については、既に提出いただいた委任状により確認をします。 ②についてはご理解のとおりです。
51	地元企業への発注の考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.1						土木建築工事を代表企業から地元企業を含む協力企業複数社JVに下請負する場合、下請負額に対する地元企業のJV比率分が地元企業への発注額にカウントされるという理解で宜しいでしょうか。(例:下請負額10億円・地元企業のJV比率50%の場合、地元企業への発注額は5億円)	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
52	地元企業への発注の考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.1						「地元企業を通じた地元外企業への下請け分は除外する」とのことですが、複数下請けの末端まで適用されるのでしょうか。 つまり、最終的に労働者に給与を支払う企業の受注額のみカウントされるということでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、質問の意図が不明です。 詳細については、添付資料2を参照下さい。
53	地元企業への発注の考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.1						「地元企業を通じた地元外企業への下請け分は除外する」とのことですが、地元工事業者が工事に際して購入する資材、材料などは除外対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
54	地元企業への発注の考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.1						材料や部品、薬品、機器等は発注先を突き詰めると、鋼材やセメントなどの素材メーカー、製造メーカー、原料採掘企業まで遡ることになります。 本来の目的である地元貢献という観点から、素材製造や中間加工までは遡らず、最終的に製品として販売している企業またはその代理店が地元企業であれば地元発注となると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
55	地元企業への発注の考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.1						一般的な商習慣上で販売店や商社で販売している物品、製品は地元企業から購入すれば地元発注となると理解してよろしいでしょうか。 (燃料、油脂類、工業薬品、鋼材、配管材、一般工業部品など)	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
56	地元企業への発注の考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.1						本事業における機器・物品等の購入において、純粋な商社行為(従来から製造元と代理店契約・販売契約などの実績無く、地元貢献のための販売契約)は地元企業への発注に計上することは出来ないと理解いたします。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
57	地元企業の定義と「地元企業への発注」の考え方	市から応募者への共通周知事項	No.1						「・地元企業への発注額(施設整備)は、「地元企業の正味受領額」とします。」とありますが、「正味受領額」の定義が抽象的であるため、入札参加者各社で解釈が異なることも想定されます。 従いまして、入札参加者間の公平性確保の観点から、「正味受領額」の定義について、具体例を用いる等により、明確に御教示願います。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
58	施設整備段階における地元企業への発注について	市から応募者への共通周知事項	No.1						「地元企業への発注額(施設整備)は、「地元企業の正味受領額」とします。」と記載がありますが、正味受領額は1次下請けを地元企業へ材料及び工事を一体として発注した場合は全額を正味受領金額とし、2次下請け(末端)が市外企業の場合は、その2次下請け契約分を除いて、なおかつ地元雇用分は加算するものと理解してよろしいでしょうか。	地元雇用分以外は、ご理解のとおりです。 地元雇用分は運営時のみ適用される等の条件があります。 詳細は、添付資料2を参照下さい。
59	施設整備段階における地元企業への発注について	市から応募者への共通周知事項	No.1						アルミサッシ、PHC杭、鉄骨材料、鉄筋等、熊本市内で製造されていない材料を使用する工種については、その該当工種の地元業者へ材料及び工事を一体として発注した場合は地元企業への発注額として全額認められるものと理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
60	地元企業の定義と「地元企業への発注」の考え方	市から応募者への共通周知事項	No.1						例えば製品Aを地元企業Bが製作できるものとします。 地元企業Bはその製品Aを作るための部品を、地元企業C、地元以外の企業Dから購入した場合の、地元貢献額の算出方法について御教示願います。	ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします。
61	建設開始時期について	市から応募者への共通周知事項	No.3						事業者の負担で行うフッ素に関する土壌調査について、調査結果の取り扱いはいどのようなものとなるのでしょうか。現在、貴市にて関係課等との事前協議等を実施されておりますが、土壌調査の結果によっては、事前協議等の内容が変更となることもあるのでしょうか。(掘削土の利用条件等。)	ご理解のとおりです
62	公共工事からの搬入土について	市から応募者への共通周知事項	No.12						清算をする際に適用する単価等の考え方について、ご教示願います。	公共工事からの搬入土を使用する場合には、不用になると思われる購入土の購入価格相当分を工事費から減額します。詳細は協議とします。
63	建設開始時期について	市から応募者への共通周知事項	No.3						土壌汚染調査の対象範囲は、事業区域境界内(約5.9 ha)と理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
64	建設開始時期について	市から応募者への共通周知事項	No.3						土壌汚染調査の方法について、事業区域境界内全域での30m格子区画-5地点混合試料による表層付近土壌の調査と理解してよろしいでしょうか?	現在実施中の環境影響評価における調査結果から調査地点は、区域内対角線最大離隔2地点を想定しておりますが、詳細は関係機関との協議によります。 調査手法については、土壌汚染対策法における土壌調査方法を適用下さい。
65	建設開始時期について	市から応募者への共通周知事項	No.3						土壌汚染調査の結果について、30m格子区画-5地点混合試料による表層付近土壌調査で基準超過があった場合、追加調査費の算出が現時点では困難なため、費用については別途協議の上、精算と理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。

◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
66	電事法主任技術者の所属について	市から応募者への共通周知事項	No.7						本項但し書きに「工事期間中の選任者をSPCとすることも可能です。」とありますが、建設工事における主任技術者として、市殿との工事請負契約の当事者ではないSPC在籍の有資格者を建設工事請負者が選任・届出することについて、監督官庁の了解を得ていると理解して宜しいですか。	SPC在籍の者を建設工事請負者が選任・届出する場合には、代表企業への出向が必要になります。SPC在籍のまま選任する場合には、SPCが設置者として届出する必要があります。
67	園芸ハウス参考単価について	市から応募者への共通周知事項	No.14						売熱単価は約0.2円/kJとありますが、約0.2円/MJの間違いでないかご確認をお願いいたします。	ご指摘のとおり訂正します。0.2円/MJとして取扱い下さい。
68	水銀除去について	市から応募者への共通周知事項	No.15						将来対応のスペースを検討するにあたり、現西部環境工場で水銀濃度について測定された結果をご提示願います。	測定実績はありません
69	水銀除去について	市から応募者への共通周知事項	No.15						新たに設けられた規制に対して水銀除去を行った結果、山元還元先での受入れ条件を超過した場合、事業者側の事業中断時には最終処分場への飛灰搬出を無償で行えると考えてよいでしょうか？	飛灰処理企業の条件について協議を行うこととなりますが、協議が整わない場合は、法令変更に係る対応とします。
70	CO2削減量の算出条件について	市から応募者への共通周知事項	No.16						基準ごみ、外気温度17.5℃の条件で算出するとのことですが、年間ごみ処理量は75,000tで一定ということによりよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	ごみ質が変動した場合の変動費算出について	市から応募者への共通周知事項	No.18						<p>ごみ質が変動した場合の事業費変動の算定について、ごみ質の「ピークが低質ごみから高質ごみまでの範囲を変化することを条件として算出してください」とありますが、その場合、計画ごみ質の範囲を逸脱するごみが発生します。計画ごみ質の範囲を逸脱するごみについては、処理しないことを前提とし、計画ごみ質の範囲内のごみを75,000t/年処理することによりよろしいでしょうか。(イメージを図示します)。</p> <p>イメージ図1. 低質ごみがピークの場合</p> <p>イメージ図2. 高質ごみがピークの場合</p>	No38を参照下さい。
73	ごみ質が変動した場合の変動費算出について	市から応募者への共通周知事項	No.18						<p>ごみ質が変動した場合の事業費変動の算定について、ごみ質の「ピークが低質ごみから高質ごみまでの範囲を変化することを条件として算出してください」とありますが、その場合、計画ごみ質の範囲を逸脱するごみが発生することになります。従って、算出方法として、下記イメージのように、低質ごみ～高質ごみの計画ごみ質の範囲内において、それぞれのごみ質のごみが年間75,000t搬入された場合の事業費の変動費を算出することとして頂けないでしょうか。</p> <p>イメージ図</p>	No38を参照下さい。
74	ごみ質について	市から応募者への共通周知事項	No.18						「なお、年間のごみ量は75,000トンで一定とさせていただきます。」とありますが、ごみ量が減った場合は売電収入が減り本事業の収支が悪化します。ごみ量が年間の計画ごみ量75,000トンより少なかった場合は売電収入分は清算していただけるのでしょうか。	様式第14号-7でごみ量変動の場合の事業費の変動にかかる算定式をご提案ください。当該算定式を評価の対象とします。また、当該算定式に基づき、精算については協議を主としています。
75	ごみ質変動の定義	市から応募者への共通周知事項	No.18						「基準ごみの値をピークとする正規分布」と記載がありますが、正規分布については要求水準書(案)に関する意見・質問への回答 No.90で回答頂いた通り、基準ごみ(8,800kJ/kg)を平均値とし、低質ごみ(5,000kJ/kg)～高質ごみ(12,600kJ/kg)の発生頻度を90%とした分布とし、この90%信頼区間内に75,000tの年間ごみ発生量が含まれると解釈してよろしいでしょうか。	No38を参照下さい。

◆対話時における追加質疑確認事項

No	質問事項	該当書類	頁	該当書類中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
				章	節	項				
76	ごみ質変動の定義	市から応募者への共通周知事項	No.18						<p>ごみ質が変動した場合の変動費の算出に関するご指示がありますが、正規分布曲線をそのままピークを横スライドさせた場合、計画ごみ質範囲外(低質ごみ未達、高質ごみ超)のごみが高い頻度で発生する分布となります(下図参照)。</p> <p>この場合、計画ごみ質範囲外のごみの考え方が各社ではばらつくことが予想されますので、非価格評価条件を統一する観点から、より詳細に事業費算出方法をご教示願います。</p>	No38を参照下さい。
77	ごみ質の変動の定義	市から応募者への共通周知事項	No.18						<p>○運營業務委託契約書(案)p17、第46条2「本条でいう「本件計画性状の範囲」とは、要求水準書「1-4-1-4」に示す項目のうち、図表 1-4 に示す項目のうち低位発熱量については正規分布に基づく発生頻度を考慮した範囲をいい、同表に示す項目のうち 3 成分については同表に示された値をいい、同表 1-5 に示す項目については、同表に示された値をいう。ただし、同表 1-5 に示された値は参考値とする」</p> <p>○確認事項: ・ごみの低位発熱量は正規分布に基づくとなりますが、低質から高質の信頼区間は90%と考えてよろしいでしょうか? また、事業計画の策定時のごみ質は「基準ごみ」を正規分布のピークとした、低質から高質の信頼区間が90%のごみ質と考えてよろしいでしょうか? あるいは、これらの正規分布は考慮せずに、ワンポイントの「基準ごみ」で考えるべきでしょうか?</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。なお、正規分布のピークが基準ごみの低位発熱量に該当します。後段の事業計画書(様式第15号)については、前者としてください。 なお、非価格要素提案書様式第14号一7については、No38を参照下さい。</p>
78	法令変更に対する考え方について	市から応募者への共通周知事項	No.19						<p>「今後想定される法令等の改正に対し、どのように備えるかに関する提案」とありますが、貴市で憂慮されている法令等がございますか。</p>	<p>今後影響が見込まれる法令等としては、 ・再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行とこれに伴うRPS制度の廃止 ・ごみ焼却によって発生する排ガス中の水銀に関する国の規制が挙げられます</p>
79	事業計画書の妥当性について	市から応募者への共通周知事項	No.21						<p>事業計画書の妥当性の確認内容は、平成23年8月22日付「入札説明書に関する意見・質問への回答」のNo.36でご回答頂いている内容でしょうか。上記の内容以外で妥当性確認の基準・視点がありましたらご教示ください。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
80	事業計画書の妥当性について	市から応募者への共通周知事項	No.21						<p>事業計画書様式第15号-9「飛灰処理費用(変動的費用)」は飛灰量に単価を掛けて金額を算出することになっていますが、飛灰処理委託契約書(案)別紙2では、ごみ量に単価を掛けることになっています。飛灰の処理を行なう企業は、飛灰量に単価を掛けることを基本としていることから、前者を正としてよろしいでしょうか?</p>	<p>飛灰処理費用については、飛灰処理委託契約書(案)別紙2に従い、ごみ量に単価を乗じる方法で算定してください。</p>
81	地元貢献								<p>(1) 地元貢献に関して 以下の点を勘案し、地元貢献額計上対象は、精密に地元企業と地元外企業の取引を区分していく現在ご指定の手法ではなく、地元企業との売買・請負・委託等の諸契約に基づき地元企業が売上計上する金額(重複分は除く)を対象にしていく手法が合理的かつ現実的と考えますので、再考をお願いします。</p> <p>①本事業は、商習慣上、重層的な下請け構造の下に実施されていくものであり、精密に地元企業と地元外企業の取引を区分していく場合、下請構造の末端まで契約ならびにその対価の流れ(最後は工事従事者が市内在住者かの単位までいかなれない)を明確にしていかなければ、算定・立証は不可能です。この算定・立証は非常に困難であることに加え、下請業者末端にまで、仕入額・仕入先、間接経費回収状況等の一般的に企業秘密にあたる経営情報を、税務調査的内容で開示させることとなり、社会通念上の商取引の適正さや下請地元企業保護の観点からも、問題になりうるものと考えます。</p> <p>②特に、物品・機器・用役など工事以外の調達においては、地元販売店からの調達を地元貢献額と認定する(例えば、地元商店から灯油を購入すれば、その商店への支払額を地元貢献額とみなす)ことが社会通念上も一般的であり、現状の算定方式で、地元販売店から市外流出する金額(例えば、その商店の灯油仕入れ費用)を差し引くならば、市内で完全に生産された品目を除いて、地元貢献額には地元販売店の粗利相当分しか地元貢献額に計上されず、現実的な地元経済への貢献効果を過小評価することになります。(市内で完全に生産された品目でも原材料が市外のものならば、その原材料額を差し引いて算定することになり、実務上も現実的ではありません)</p>	<p>ご指摘の状況を踏まえ、添付資料2の方針とします</p>
82	飛灰処理量の変動リスク								<p>基本契約書案第16条において、事業者間の調整についての規定がありますが、本規定によれば、本施設から排出される飛灰の量が変動した場合のリスクはコンソーシアム内で吸収することになるものと理解いたします。</p> <p>ただし、飛灰の量の変動にかかるリスクは飛灰の発生に責任をもつ主体が負担することを明確にした方が、本事業の運営をより安定的なものにすると考えます。</p>	<p>飛灰の処理量の変動リスクについては、SPCが一義的に負担しますが、SPCの安定的経営に影響が出ないように、コンソーシアム内では代表企業が本リスクを負担するものとし、その旨を契約書案に明記することとします。契約書案を修正します。 なお、ごみ質の変動に伴い飛灰処理量が変動し、事業費が増加した場合については、飛灰処理委託契約に基づき、一定金額を超えた超過分を市が負担します。</p>